

令和5年4月6日

保護者の皆様

三次市立栗屋小学校
校長 加藤 聡

異常気象における臨時休業の判断基準について (お知らせとお願い)

陽春の候、保護者の皆様におかれましては、平素より本校の教育活動に多大なご支援・ご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、見出しの件について、三次市教育委員会からの通知に基づき、お知らせとお願いをいたします。

1. 臨時休業の判断基準

当日の**午前6時時点**において、三次市に、次の**警報等が発令中**であること。

なお、近隣市町の警報発令状況に留意し、状況に応じ必要な措置を講じること。

また、臨時休業等の措置を講じる場合は、同一中学校区及び近隣の小中学校と情報交換を十分行うこと。

2. 警報種別による対応

(1) 特別警報・・・**臨時休業**

(2) 暴風警報又は洪水警報・・・**臨時休業**

※台風、地震等全市域への影響が想定される場合は、教育委員会から臨時休業等の指示を前日に出す場合があります。

(3) 土砂災害警戒情報・・・**臨時休業**

(4) 大雨警報・・・河川等の状況を勘案し、校長判断による。

(5) 大雪警報・・・通学路等の状況を考慮し、校長判断による。

3. 登校後の対応

児童の登校後において、上記の警報等が発令され災害の発生が予想される場合は、状況に応じて授業等の打ち切り措置を行います。その際、学校内に児童を待機させることが安全確保上必要であると判断する場合があります。授業の打ち切り措置を行った場合は、基本的に保護者の皆様のお迎え等をお願いいたします。

臨時休業及び、登校後の授業打ち切りの場合等は、連絡アプリ(tetoru)にて保護者の皆様へ連絡します。